入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年9月10日
支出負担行為担当官
四国地方整備局長　川﨑　正彦
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　平成24―25年度市野瀬橋下部工事
⑶　工事場所　高知県幡多郡黒潮町市野瀬
⑷　工事内容　工事延長Ｌ＝170m、橋脚下部工、橋脚高さＰ１：Ｈ＝55.5m、橋脚高さＰ２：Ｈ＝70.7m
⑸　工期　平成25年12月10日まで
⑹　使用する主要な資機材
コンクリート　約3,790㎥、鋼材　約390ｔ、鋼管　約1,140ｔ
⑺　本工事は、入札時に「橋脚鋼管建て込み時における品質向上に配慮した技術提案」及び「橋脚躯体コンクリートの品質向上に配慮した技術提案」を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の適用工事である。
⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係るものを除く。）を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑼　本工事は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
⑽　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（単価個別合意方式）によることとする。
⑾　本工事は、資料提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えるものとする。
⑿　本工事は、工事関連データの提供を行う試行工事である。
⒀　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
⒁　本工事は、標準歩掛のない歩掛を質問書の回答期限までに競争参加資格の有る者に対して入札説明書等ダウンロードシステムにより配布を行う。

2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　四国地方整備局における平成23・24年度一般競争参加資格のうち、「一般土木工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　四国地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成９年度以降に元請けとして（経常建設共同企業体にあっては構成員の１社が、平成９年度以降に元請けとして）、鋼管（又はＨ型鋼）・コンクリート複合構造の橋脚で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端（上端）までの高さ）30m以上の工事の施工実績を有すること。（歩道橋およびフーチングのみの場合は除く。）
ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑹　提出する技術提案が適正であること。
⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。
ａ　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
ｂ　平成９年度以降に元請けとして、鉄筋コンクリート構造の橋脚で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端（上端）までの高さ）30m以上の工事の施工実績（歩道橋およびフーチングのみの場合は除く。）を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体にあっては構成員の１社の配置予定技術者が平成９年度以降に元請けとして鉄筋コンクリート構造の橋脚で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端（上端）までの高さ）30m以上の工事の施工実績（歩道橋およびフーチングのみの場合は除く。）を有していること。
※鉄筋コンクリート構造の橋脚には、鋼管（又はＨ型鋼）・コンクリート複合構造の橋脚を含む。
なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ｃ　配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるのでその旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
ｄ　配置予定技術者は、建設業法第７条第２項及び第15条第２項に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。ただし、本工事が専任を要しないもので、特例措置を全て満足する場合はこの限りでない。
ｅ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習受講修了証を有する者であること。
⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
⑾　建設業法の土木一式工事の許可を有する者であること。
⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価方式に関する事項
⑴　評価項目及び評価の着目点　本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。
１）技術提案評価
ａ　橋脚鋼管建て込み時における品質向上に配慮した技術提案
ｂ　橋脚躯体コンクリートの品質向上に配慮した技術提案
上記ａ、ｂに関する技術提案について評価する。
２）施工体制評価
ａ　品質確保の実効性
・工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。
ｂ　施工体制確保の確実性
・工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。
⑵　入札参加者は、「橋脚鋼管建て込み時における品質向上に配慮した技術提案」及び「橋脚躯体コンクリートの品質向上に配慮した技術提案」と入札価格をもって入札する。ただし、実際の施工に際しては、３⑷によるものとする。